

山梨県新生児聴覚検査体制強化事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 山梨県新生児聴覚検査体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、聴覚障害を早期に発見し、療育につなげるため、山梨県内の新生児聴覚検査体制の強化を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、こども家庭庁が定める「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」（令和5年6月30日こ成母第36号）に基づき、山梨県内に開設された医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項及び同条第2項並びに第2条に規定する施設のうち分娩を取り扱う産科医療機関（以下「補助事業者」という。）が実施する、新生児聴覚検査体制の強化を行うための聴覚検査機器購入事業とする。

(補助金の交付の対象となる経費及び交付額の算定方法)

第4条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及び交付額の算定方法は、別表第1欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更しようとするときは、事業変更承認申請書(様式第4号)により知事の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間(以下「処分制限期間」という。)を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返還させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに事業実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書)

第10条 補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

- 第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。
- 2 取得財産等について当該財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金の返還)

- 第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月31日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表

1 対象経費	2 基準額	3 補助率
聴覚検査機器購入事業に要する経費 (需用費、備品購入費)	1 医療機関あたり 2,700 千円	3 / 4
4 備考		
1 補助対象 ・ 交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日の間で納品された自動A B R (既に自動A B Rを所有している医療機関の更新を除く。) 2 補助対象外 ・ 消耗品費、保守点検費、維持管理費等の継続的に発生する付帯経費 ・ リース契約に係る経費		